

社会的養護関係施設第三者評価 内容評価基準

判断基準、評価の着眼点

評価基準の考え方と評価の留意点

（児童養護施設版）

目 次

A-1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援	1
A-1-(1) こどもの権利擁護	1
A① A-1-(1)-① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	1
A-1-(2) 権利について理解を促す取組	4
A② A-1-(2)-① こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	4
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組	6
A③ A-1-(3)-① こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	6
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等	8
A④ A-1-(4)-① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	8
A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア	10
A⑤ A-1-(5)-① こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	10
A⑥ A-1-(5)-② こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	12
A-2 養育・支援の質の確保	15
A-2-(1) 養育・支援の基本	15
A⑦ A-2-(1)-① こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	15
A⑧ A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	17
A⑨ A-2-(1)-③ こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	19
A⑩ A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	21
A⑪ A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	23
A-2-(2) 食生活	25
A⑫ A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	25
A-2-(3) 衣生活	28
A⑬ A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	28

A-2-(4) 住生活	30
A ¹⁴ A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。	30
A-2-(5) 健康と安全	32
A ¹⁵ A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	32
A-2-(6) 性に関する教育	34
A ¹⁶ A-2-(6)-① こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	34
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応	36
A ¹⁷ A-2-(7)-① こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	36
A ¹⁸ A-2-(7)-② 施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	38
A-2-(8) 心理的ケア	40
A ¹⁹ A-2-(8)-① 心理的ケアが必要なこどもに対して心理的な支援を行っている。	40
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等	42
A ²⁰ A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	42
A ²¹ A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	44
A ²² A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	46
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり	48
A ²³ A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	48
A-2-(11) 親子関係の再構築支援	50
A ²⁴ A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	50

A－1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

A－1－（１）こどもの権利擁護

A① A－1－（１）－① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

【判断基準】

- a) こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
- b) こどもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
- c) こどもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。

評価の着眼点

- ☐ こどもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
- ☐ こどもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。
- ☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
- ☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
- ☐ こどもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもの権利条約に謳われている、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するため、こども自身を権利主体として尊重した養育・支援への取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○自分から声を上げられないこどもの権利を保障するための取組みは重要です。

○こどもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。

○また、こどもに権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。

○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。

○社会的養護関係施設では、こどもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所しているこどもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。

○共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。

○権利擁護の観点から、こどもの意見表明の機会を確保していくことは重要です。令和4年児童福祉法改正により、こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）がこどもの意見表明を支援する事業（意見表明等支援事業）が都道府県の事業として位置付けられました。このような事業を活用しこどもの意見表明を支援していくことが重要です。

(3) 評価の留意点

○こどもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。

○こどもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。

○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。

- こどもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「Ⅰ-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。
- 子どもの権利条約では、こどもの思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。
- 児童養護施設では宗教の理念を施設の理念として運営されていることがあります。その結果、宗教行事等への参加や宗教的行為を日常的な生活の中で奨励している施設もあります。しかし、これらのことは強制してはならず、こどもや保護者等の信教の自由は保障されなければなりません。

A-1-(2) 権利について理解を促す取組

A② A-1-(2)-① こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。

【判断基準】

- a) こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。
- b) こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施しているが、十分ではない。
- c) こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施していない。

評価の着眼点

☐ 権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。

☐ こどもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。

☐ 職員間でこどもの権利に関する学習機会を持っている。

☐ こども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。

☐ 年下のこどもや障がいのあるこどもなど、弱い立場にあるこどもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、こどもが有するさまざまな権利や人間の尊厳について、生活やさまざまな学習機会を通じて理解を促す取組がなされていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○こどもの中には、自分がさまざまな権利を有していることを理解できないままに、あるいは大切にされた経験がないままに入所してくるこどもがいます。権利ノートやそれに代わる資料などを使用して、生活の中で守られている具体的な権利について、分かりやすく、随時説明がなされることが重要です。

○こどもの年齢や状態に応じて、権利と義務・責任の関係について理解できるように説明し、話し合う機会をもつ取組が求められます。

○こどもが自己評価を高めて成長していくためにも、自分の権利について理解していることが必要です。

○特に、不適切な養育を受けたこどもは、権利について意識することは少ないと思われるので配慮が必要です。

(3) 評価の留意点

○日常生活のかかわりを通して、自己や他者の権利について理解を深める取組を評価します。

○職員が日常的にケアの視点として、こどもの権利を尊重していることを評価します。

A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組

A③ A-1-(3)-① こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。

【判断基準】

- a) こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。
- b) こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っているが、フォローなど十分でない。
- c) こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っていない。

評価の着眼点

- ☐ こどもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。
- ☐ 事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。
- ☐ 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。
- ☐ 事実を伝えた後、こどもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。
- ☐ こども一人ひとりに成長の記録（アルバム等）が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。
- ☐ 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、こどもの生い立ちの整理に繋がっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、こども本人の出生や家族の状況等に関する情報提供や成長の過程を職員と一緒に振り返る取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○こどもの成長や自立、また、自己形成の視点からも、自分自身の出生や生い立ち、家族の状況等を把握できていることは重要であり、それらの情報や認知について、こどもが職員と共に把握できるように努める必要があります。

○こどもの知りたいという気持ちを尊重しつつ、年齢や発達状況への配慮、伝えるタイミングや内容等は慎重な検討が必要です。また、職員及び組織としての専門性やチームでの対応が求められます。

○親をはじめとする家族の情報の中にはこどもに知られたくない内容があることや親の意向も十分考慮する必要があり、児童相談所との十分な連携と親や家族との協働作業で進められることが求められます。

(3) 評価の留意点

○施設に来てからの成長の記録にとどまらず、保護者等や過去に養育にあたった人に協力を求め、生まれてから現在までの成長の記録が整理されており、こどもが見たい時にいつでも見ることができる環境にあるかを確認します。

A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等

A④ A-1-(4)-① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価の着眼点

☐ 体罰や不適切なかかわり（暴力、人格的辱め、心理的虐待など）があった場合を想定して、施設長が職員・こども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。

☐ 不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。

☐ こどもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、こどもに周知し、こども自らが訴えることができるようにしている。

☐ 被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。

☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料をこども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、こどもが自ら訴えることができるようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設における体罰やこどもの人格を辱めるような行為も含み、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 身体的暴力はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、ハラスメント等、不適切なかかわりは絶対に許されるものではありません。
- 児童養護施設においては、日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じておかねばなりません。
- 不適切なかかわりに迅速に対処できるように、こどもからの訴えには組織的な対応を図るとともに、サインを見逃さないよう留意していることが重要です。また、不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない援助技術を習得できるようにすることが必要です。
- 被措置児童等虐待の届出・通告制度について、研修会などで職員に周知をしていることが重要であり、こどもの権利を擁護する風土が施設全体に行きわたっていることが重要です。
- また、こども間の暴力等を放置することも不適切なかかわりであり、防止・早期発見しなければなりません。
- 被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努めることが求められます。

(3) 評価の留意点

- 不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）や密室・死角等の建物構造の点検と改善を行っていることを評価します。
- 被措置児童等虐待対応ガイドラインについて施設長や職員が十分知っていることを確認します。

A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア

A⑤ A-1-(5)-① こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

【判断基準】

- a) こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。
- b) こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っているが、十分ではない。
- c) こどものそれまでの生活とのつながりを重視しておらず、不安の軽減に配慮した移行期の支援を行っていない。

評価の着眼点

☐ こどもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、こどもの不安を軽減できるように配慮している。

☐ 入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。

☐ こどもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるように配慮している。

☐ 家庭復帰や施設変更、里親等委託にあたり、こどもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、入・退所に際して揺れるこどもの気持ちを汲み取り、不安の軽減を図ることや、こどもの生活の連続性を大切に、ケースに応じて必要と思われる取組がなされていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○子こどもにとって生活場所が変わることは大きな負担を強いられる出来事です。その不安を一つでも解消するためにも、温かく迎える準備をしているなどさまざまな工夫を凝らし、受け入れについてホーム全体また、施設全体で歓迎する姿勢を示すことが重要です。

○受け入れの準備として、一時保護所への面会訪問や乳児院等との連絡調整、こどもに関わる職員との人間関係づくりを始めることなど、入所前から不安を軽減するための具体的な取組を行うことも重要です。

○また家庭復帰後や施設変更後も、こどもの状況の把握に努め、こどもの気持ちに寄り添った支援をしていくことが大切です。

○令和4年児童福祉法改正により里親支援センターが児童福祉施設として新設されました。里親等委託の場合には里親支援センターと連携することも求められます。

(3) 評価の留意点

○入・退所に際して、こどもの不安を理解し受け止めてサポートしますが、人的な環境の変化にも留意して、人間関係の継続性を担保できているかを確認します。

A⑥ A-1-(5)-② こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。
- b) こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っているが、十分でない。
- c) こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っていない。

評価の着眼点

- ☐ こどものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。
- ☐ 退所後も施設に相談できる窓口（担当者）があり、支援をしていくことを伝えている。
- ☐ 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。
- ☐ 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。
- ☐ 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。
- ☐ 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所しているこどもとが交流する機会を設けている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、退所したこどもが安定した社会生活を送ることができるようになるための、リービングケアとアフターケアについて、施設の支援体制と内容や関係機関との協力がどのように構築され実践されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○こどもは、施設を退所し社会的自立すると、仕事とその人間関係、一人暮らし、金銭管理など、未経験の体験を強いられ悩みます。より家庭的支援を必要とするこどもにとって頼りになるのは今まで暮らしてきた施設であり職員です。

○退所後の社会生活を想定した自立支援であるリービングケアと退所後のアフターケアは施設にとって重要な業務として捉え、施設の支援体制を整え、必要に応じて関係機関や支援団体との協力関係を構築し実践する必要があります。

○施設が退所者の相談に応じることは、特別な配慮ではなくて施設の業務であることを退所者に説明します。また、退所者からの相談が関係の深かった職員に寄せられる個人的相談にとどまることなく、施設が組織として情報を共有し対応するためにも、その記録を整備し活用する必要があります。

○相談には、金銭、住居、就労などや各種トラブルなど、施設で支援できる範囲を超えるものもあります。そのような場合は、行政機関や福祉機関等と連携を図りながら支援を行うことが大切です。

○生活に本当に困った段階になって相談が寄せられても、有効な手立てが見当たらないこともあります。小さな問題でも気軽に相談できることが大切です。そのためにも、OB会のように退所者が集まれる機会を設けるなどの取組等も有効です。

○自立支援のための国や都道府県の施策を活用するとともに、奨学金等、進路決定のための仕組みについて情報提供することも大切です。

○令和4年児童福祉法改正により、児童自立生活援助事業の対象者の年齢要件等が緩和され、都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施が可能になりました。これにより、施設退所者等が満20歳以降もこの事業を活用して同じ施設を利用し続けることが可能になりました。このような事業も活用できます。

○令和4年児童福祉法改正により、施設退所者等や自立支援を必要とする者に対し生活・就労・自立に関する相談等の機会や対象者の相互交流の場を提供する社会的養護自立支援拠点事業が都道府県等の事業として整備されました。自立支援を必要とする退所者等のために、このような事業を紹介するなどの取組が求められます。

(3) 評価の留意点

○個別ニーズに沿った自立の目標に向けての養育の一環として、退所後の社会生活を

想定したリービングケアが行われているかを、児童生活記録および自立支援計画を確認します。

○近年、施設等の退所者が中心となって組織をつくり、退所者を支援する活動が見られるようになりました。こうした活動に協力し、退所者に参加を促す取組も評価します。

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本

A⑦ A-2-(1)-① こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。

【判断基準】

- a) こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。
- b) こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めようとしているが、十分ではない。
- c) こどもを理解しようしていない。

評価の着眼点

- ☐ 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいてこどもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、こどもと共に課題に向き合っている。
- ☐ こどもの生育歴を知り、そのときどきでこどもの心に何が起こっていたのかを理解している。
- ☐ こどもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、こどもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。
- ☐ こどもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。
- ☐ こどもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、職員がこどもを理解しようとする態度、又は職員が受容的・支持的な態度で寄り添っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設における養育・支援は、こどもとの信頼関係を基盤に行われなければなりません。信頼関係を築いていくうえで前提となるのが、こどもの理解です。

○こどもの存在そのもの（ありのままの姿）を受け入れ、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、その理由や背景を理解することが大切です。そうすることでこどもに「自分のことがわかってもらえている」という信頼の気持ちが芽生えていきます。

○こども一人ひとりが抱える課題は個別的かつ多様であり、解決までに時間がかかるものも少なくありません。職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいてこどもの理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、こどもと共に課題に向き合う姿勢が大切です。

○「受容的・支持的な態度」とは、職員がこどもを都合のいい理論にあてはめて無理に理解しようとするのではなく、「その子の人生に何があったのか」に思いを馳せながら寄り添い、時間をかけ、理解できる部分を増やしていこうとすることです。

(3) 評価の留意点

○養育・支援にかかわるケース会議の記録や自立支援計画を確認します。

A⑧ A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。

【判断基準】

- a) 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。
- b) 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援しているが、十分でない。
- c) 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援していない。

評価の着眼点

- ☐ こども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。
- ☐ 基本的欲求の充足において、こどもと職員との関係性を重視している。
- ☐ 生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内でこどもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。
- ☐ こどもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々のこどもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。
- ☐ 基本的な信頼関係を構築するために職員とこどもが個別的に触れ合う時間を確保している。
- ☐ 夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、養育・支援が職員との関係性を基盤として、個々のこどもの状況に応じて柔軟に対応できるようになっており、日常生活のいとなみを通して基本的欲求の充足がなされているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

○食事、睡眠、排泄といった生理的欲求（一次的欲求）と、所属と愛情・承認といった心理的欲求（二次的欲求）を総称して基本的欲求と言います。

○こどもは、基本的欲求の充足を通して、養育者との間に基本的信頼感を獲得します。児童養護施設でも、基本的欲求の充足のプロセスにおいてこどもと職員との関係性が深まっていくことが大切です。

○基本的欲求の充足は、ルーティンワークに沿って進めていくのではなく、こどもが信頼を寄せる職員によってなされるとともに、こどもと職員が共につくりだす日常生活の中で自然な形でなされることが大切です。

○安全の欲求、承認の欲求など、こどもの発達段階やそのときどきの状況によって充足すべき基本的欲求は異なるため、こども一人ひとりの基本的欲求を把握していることが大切です。

○こどもが生活力を高めていくためには、その欲求を自主的に充足できる環境が必要です。その意味では、高齢児の生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内でこどもの意思を尊重した柔軟なものであることが大切です。

(3) 評価の留意点

○「生活の決まり」を確認するとともに、身近な職員が一定の裁量権を有し、柔軟に対応できる体制となっているかどうかを確認します。

A⑨ A-2-(1)-③ こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。

【判断基準】

- a) こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。
- b) こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にせず、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援していない。

評価の着眼点

- ☐ 快適な生活に向けての取組を職員とこどもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。
- ☐ こどもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。
- ☐ こどもがやらなければならないことや当然できることについては、こども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。
- ☐ こどもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。
- ☐ つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、日常生活において職員がこどもの力を信じて見守る姿勢を大切に、こどもが主体的に生活を営むことができるように支援が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- こどもが主体的に自分たちの生活について検討する意識を持つ事ができるように、日ごろから定期的に話し合いの機会を持ち、話し合いの風土の定着に心がけておく必要があります。
- 余暇時間の過ごし方をこども自身が選択し、こどもの興味や趣味に合わせて自発的活動ができるよう、新しい体験や世界を広げるような活動への参加の機会を提供することも大切です。
- こどもが自己肯定感を形成し、自己を向上発展していくことができるようになるためには、成長の過程で体験するさまざまなつまずきや失敗を、主体的に解決し乗り越えていくことが大切です。
- 施設では一般家庭と比して、一人の職員が掌握、援助しなければならないこどもの数が多いことも一因となって、こどもが、つまずいたり失敗したりしないように過干渉になってしまうことがあります。こどもは、できなかったことができるようになることで自己の成長を実感し、またそのことを職員が気づき認めてあげることで自己肯定感を高めていきます。
- こうした体験を日常生活の中で数多く経験することが大切です。そのためにも、こどもの力を信じて見守るという姿勢が大切です。こどもは職員に信頼され見守られていると感じることによって、主体的に問題を解決していく力をつけていくのです。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準については、直接養育の場面に立ち会って評価することが重要です。
- 「見守り」、「放任」、「管理」、「過干渉」の意味について、評価者は理解しておく必要があります。
- こどもからの要望等十分に聞く姿勢を持ちつつも、実施困難な事項については十分な説明をする機会を設けているかを確認します。
- 余暇時間の過ごし方においても、こどもの主体性を尊重しつつ支援していることを評価します。

A⑩ A-2-(1)-④ 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障している。

【判断基準】

- a) 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障している。
- b) 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障しているが、十分ではない。
- c) 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障していない。

評価の着眼点

- ☐ 施設内での養育が、年齢や発達状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。
- ☐ 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに responding している。
- ☐ 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。
- ☐ 学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができている。
- ☐ こどものニーズに答えられない場合、こどもがきちんと納得できる説明がされている。
- ☐ 幼稚園等に通わせている。
- ☐ こどもの学びや遊びを保障するための、資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○こどもはそれぞれ、その年齢や発育状況に応じた発達的な課題を有しています。本評価基準では、施設がこどもの発達の状況に応じた適切な環境を用意しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○こどもの発達保障は養育の目的としてとても重要なことです。子どもの権利に関する条約では「第27条 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する」と明記されています。

○児童養護施設に入所してくるこどもの多くが、さまざまな要因で自らの能力を発揮、伸ばすことができない場合もあります。こどもの背景や年齢・発達状態により、こどもに必要な学びや遊びへのニーズは異なります。固定概念に捉われず、こどもがこれまで満たされなかったニーズを充足していくことで、学力やコミュニケーションスキルの習得につながります。

○特に、こどもにとって、好きなものや打ち込めるものができると精神的にも安定しやすくなります。自分から中々見つけられないこどもには、様々な機会を提供してみるのが大切です。

(3) 評価の留意点

○こどもは自ら環境に働きかけて発達の課題をクリアしていきます。児童養護施設では入所しているこどもの年齢幅が大きいので、それぞれの年齢段階にあった学びや遊びの環境が用意、利用されているかを確認します。

○発達保障のために社会資源を積極的に活用されているかを確認します。

A⑪ A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

【判断基準】

- a) 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。
- b) 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援しているが、十分ではない。
- c) 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していない。

評価の着眼点

- ☐ こどもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、こどもがそれらを習得できるよう支援している。
- ☐ こどもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。
- ☐ 地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。
- ☐ 発達の状況に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理できるよう支援している。
- ☐ 発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、養育・支援が職員との関係性を基盤として、個々のこどもの状況に応じて柔軟に対応できるようになっており、こどもと共に日常生活をいとなむことを通して、基本的生活習慣の確立、社会常識・社会規範の習得、さまざまな生活技術が習得できるよう養育・支援しているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

○そのような学びの根幹は、職員との関係性を基盤にした生活にあります。穏やかで安全性や快適さに配慮された生活によって、こども自身が決まりや約束を守ることと施設生活そのものを守ろうとする意識が醸成されることが大切です。

○日頃から職員がその振る舞いや態度で模範を示すことが大切ですが、入所して短い時間でこどもが基本的生活習慣等を習得するのは難しいと思われるので、こどもたちの状況を把握することが大切です。また、外来者へ常識ある対応がとれることも重要です。

(3) 評価の留意点

○基本的生活習慣の確立、社会常識・社会規範の習得、様々な生活技術の習得のために、どのような工夫がなされているかを評価します。部屋の飾り付けや家電、家具の配置等の生活感のある雰囲気にも目を向けることも重要です。

○健康の保持や衛生管理、安全（事故防止）についてこどもが理解し、その方法を身につけることができるような支援が行われていることを評価します。

○SNS やインターネットの知識や実体験を得る取組が行われているかを聞き取りなどから確認します。

A-2-(2) 食生活

A⑫ A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

【判断基準】

- a) おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。
- b) おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫しているが、十分でない。
- c) おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫していない。

評価の着眼点

☐ 楽しい雰囲気ですることができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。

☐ 食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。

☐ 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。

☐ 定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。

☐ 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、評価者は食事の時間を共有し、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組を評価します。
- 食事が、変化に富んだ献立であるとともにこどもの発育に必要な栄養摂取量が確保されていることはもちろんのこととして、こどもの嗜好やこども一人ひとりの健康状態に配慮した食事を提供するための取組や食育の取組についても評価します。

(2) 趣旨・解説

- 食事は、単に空腹を満たし栄養を摂取するためだけのものではありません。おいしく楽しく食べることにより、幸福感や精神的な充足を得ることができ、心の安定のために重要な役割を果たします。
- 児童養護施設では、日々の生活援助と食事の提供とを別々の職員が担ってきました。家庭的養護の推進の中、これらを同一の職員が行う取組が増えてきています。例えば地域小規模児童養護施設では、献立についてこどもの状況に応じて柔軟に対応できるのですが、そうした場合であっても、配慮のこもった食事を提供するとともにこどもの発育に必要な栄養摂取量を勘案する必要があります。
- 発育に必要な栄養をしっかりと摂るためには、食事が楽しい時間であること、年齢等にあった調理方法や味付けに配慮すること、そしてこどもの嗜好を考慮した食事を提供することが必要です。
- 児童養護施設では、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達状況に応じた食習慣が身につけていないこどもも少なくありません。ここでの食習慣は食事の場面にまつわるだけでなく、食材の買い出しから後片付けに至るまで食事に関わるすべてのことが含まれます。
- 日常的に食材の買い出しから後片付けまでに触れることで、食生活に必要な知識及び技能を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進することが求められます。発達の状況に応じて、調理方法や買い物を手伝って材料の選び方等を知る機会を設けたり、食器洗いや配膳等を習慣化したり、また職員が範を示すことで、基本的な食習慣の習得に向けた支援が行われることが大切です。

(3) 評価の留意点

- 食卓に、人間関係などその生活集団の雰囲気反映されることを踏まえれば、食事の時間が、職員とこども、こども同士のコミュニケーションの場として機能し、和やかな雰囲気となっているかどうかを確認します。

○児童養護施設ではこどもの年齢幅も大きく、食物アレルギーを持つ子など食事に特別な配慮が必要な子が増えています。病気のときなど健康状態に配慮した食事を含めて、こども一人ひとりの状況に応じた食事の提供が行われているかを確認します。

A-2-(3) 衣生活

A⑬ A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

【判断基準】

- a) 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。
- b) 衣類が十分に確保されているが、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるような支援は十分ではない。
- c) 衣類が十分に確保されていない。

評価の着眼点

- ☐ 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。
- ☐ 汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。
- ☐ 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。
- ☐ 洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理をこどもの見えるところで行うよう配慮している。
- ☐ 衣服を通じてこどもが適切に自己表現をできるように支援している。
- ☐ 発達状況や好みに合わせてこども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、こども一人ひとりの身だしなみが配慮の届いたものとなっているのか、またこどもが衣習慣を習得し、衣服を通して自己表現できるよう支援がなされているのかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○衣類は、こども一人ひとりに対して量的に十分確保され整理整頓されていることが大切です。そのうえで TPO に合わせた適切な身だしなみ、服装ができること、自己表現の手段として個性が尊重されることが大切です。

○あわせて、こども自身で衣生活の管理ができるように支援を進めていくことが必要です。

(3) 評価の留意点

○画一的な衣生活にならないよう、一括購入や一律支給ではなく可能な限りこどもの個性に合ったもの、こどもの好みに合ったものを購入するような配慮が行われているかも確認します。

○高年齢児においては、衣類を自分自身で選び、購入できるような機会が確保されていることを確認します。

A-2-(4) 住生活

A⑭ A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。

【判断基準】

- a) 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。
- b) 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保しているが、十分ではない。
- c) こども一人ひとりの居場所が確保されていない。

評価の着眼点

☐ こどもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。

☐ 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。

☐ 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。

☐ 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。

☐ 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。

☐ 設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。

☐ 発達やこどもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、施設の中にこども一人ひとりの居場所が確保され、安心して生活できる場所となるように配慮しているかどうか、施設の工夫や取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○こどもは、自身が所属するグループの一員であることが実感できるような住環境の中で安心して生活することで、自己肯定感を育むことができ、そのことが自己アイデンティティの確立へとつながっていきます。

○こども一人ひとりの居場所が確保され、「自分が大切にされている」と感じる場所があり、帰るとほっとできる家庭的な空間が用意されていることは大切なことです。

○食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいでありたいものです。そのために職員が率先して美化に努める必要があります。一方、居室については、きれいに保つことができないこどももいますが、発達の状況やこどもの状況に応じて整理整頓や掃除等の習慣が身につくように支援することが大切です。

(3) 評価の留意点

○こども一人ひとりに個室を提供することが物理的に難しい場合であっても、大切な人の写真を遠慮なく飾ることができるなど、個人の空間が確保されていることを評価します。

○こどもを取り巻く住環境が、建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花などにいたるまで、そこにくらすこどもが大切にされているというメッセージを感じられるように工夫されていることを評価します。

○破損箇所をそのままにしたり、壊れた物が放置されていたりすることで、生活の潤いがなくなり、こどもの心がすさんでしまいます。不適切な環境を放置し、その環境が当たり前になってしまわぬよう、速やかな修繕が行われていることを確認します。

A-2-(5) 健康と安全

A⑮ A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

【判断基準】

- a) 一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。
- b) 一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理し必要がある場合は対応しているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりのこどもに対する心身の健康管理が行われていない。

評価の着眼点

- ☐ こどもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的にこどもの健康管理に努めている。
- ☐ 健康上特別な配慮を要するこどもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。
- ☐ 受診や服薬が必要な場合、こどもがその必要性を理解できるよう、説明している。
服薬管理の必要なこどもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。
- ☐ 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、こどもの健康管理について日常的なこどもの健康状態の把握状況や、医療機関との連携等について評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設入所前の不適切な養育環境により、心身の健全な発達上、課題のあるこどもたちが多くいます。職員は一人ひとりの状態を常に把握し、健康な生活を送ることができるよう、支援をすることが求められます。

○こどもの健康状態は、日々変化します。病気やケガだけでなく、心の悩みや友人関係のつまずきや家族関係等で健全な状態が急変することもあります。健康管理は、日頃から注意深く観察することで適時に適切な対応が求められます。

○こどもの体調に変化のあった時は、職員間で情報交換をし、職員の勤務の交替（あるいは担当者の交替）があっても、確実に継続して支援を行える体制を整えなければなりません。

(3) 評価の留意点

○身体的な健康だけでなく、心理・情緒面での健康にも配慮した支援が行われているかを確認します。

○こどもが自分の体調や病気、障害についてことばで表現でき、必要な治療や服薬についても理解できるよう支援が行われているかにも留意します。

○また、医療機関のほか、療育支援を行う機関等との日常的な連携も考えられます。

A-2-(6) 性に関する教育

A⑯ A-2-(6)-① こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

【判断基準】

- a) 他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。
- b) 他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。
- c) 性についての正しい知識を得る機会を設けていない。

評価の着眼点

☐ 他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。

☐ 性をタブー視せず、こどもの疑問や不安に答えている。

☐ 性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。

☐ 必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員やこどもに対して実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、こどもの性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○いのちの教育の一環として性教育があることを理解する必要があります。性をめぐる諸課題について正しい理解を糸口にして、自分自身のいのちと向き合うことは重要な意味を持ちます。そしてそのことを大前提として、他者のいのちも尊重できるようになる支援が求められます。

○児童養護施設における性をめぐる諸課題への支援は、自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として年齢、発達の状況に応じて性についての正しい知識、理解が持てるよう支援していくことが求められます。

○また、実生活のうえでも年齢にふさわしい関係において他者の性を尊重し、思いやりのある心を育てるよう、性について正しい知識を得る機会を設けることが必要です。

○日頃から職員の間でも性をめぐる諸課題への支援のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要です。

(3) 評価の留意点

○集団生活において、年長のこどもから年少のこどもへの性的な加害・被害関係が起こることのないよう、異性間のみならず、同性間においても日常生活場面での十分な注意が行われているかを確認します。

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

A⑰ A-2-(7)-① こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、
適切に対応している。

【判断基準】

- a) こどもの行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。
- b) こどもの行動上の問題に対応しているが、問題状況の対応は十分でない。
- c) こどもの行動上の問題及び問題状況に対応できていない。

評価の着眼点

□施設が、行動上の問題があったこどもにとっての癒しの場になるよう配慮している。
また、周囲のこどもの安全を図る配慮がなされている。

□施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、こどもの行動上の
問題の軽減に寄与している。またこどもの行動上の問題が起きた時も、その都度、
問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。

□不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等
を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力
を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。

□くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つ
け出そうと努力している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、行動上の問題をとったこどもへの対応だけでなく、損なわれた秩序の回復、一緒に暮らす成員間の関係修復、生活環境の立て直し、暴力を受けた職員への配慮などこどもの行動上の問題により引き起こされる状況への対応について評価します。

(2) 趣旨・解説

○こどもたちは人間不信に陥っていたり、それにより他のこどもとの関係を築いていくことが困難な場合があります。家庭的養護が推進され職員の存在が身近になる中で、こどもは抱え込んでいた感情や心理的なストレスを問題行動として、ときに暴力という形で職員に表出することもあります。

○こどもが訴えたいことの受容と、行動上の問題の表出を許容してしまうことを混同しないことに留意が必要です。

○暴力や不適切な行動をとるこどもの要因や課題を分析し、支援するとともに、一緒に生活して被害を受けたこどもへの対応も同時にすることが必要です。とくに、守られるはずの施設で暴力にさらされてしまうダメージは深いからです。また、被害を受けたこどもの保護者等への説明も必要です。

○パニックなどで自傷や他害の危険度の高い場合には、タイムアウトを行うなどしてこどもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲のこどもの安全を守ることも必要です。

○こどもの暴力が自分自身に向かってくことも職員にとってはとても辛いことであり、大きな無力感に職員がさいなまれることもあります。適切な対応のためには、こどもを理解するとともに職員相互の支援体制が求められます。

(3) 評価の留意点

○行動上の問題を生じやすいこどもの特性等についてはあらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにしておくことや、くり返し児童相談所、専門医療機関等と協議を行うなどの対応を、自立支援計画や記録等からも確認して評価します。

A(18) A-2-(7)-② 施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

【判断基準】

- a) こども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。
- b) こども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいるが、十分でない。
- c) こども間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組が行われていない。

評価の着眼点

- ☐ 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。
- ☐ 生活グループの構成には、こども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。
- ☐ 課題のあるこども、入所間もないこどもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。
- ☐ 大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、こどもがそれを感じ取れるようになっている。こども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。
- ☐ 暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。
- ☐ こども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、こども間の暴力、いじめ、差別などが施設内で生じないようにするための予防策や、発生した場合の要因の把握、その後の対応策や問題克服に向けた施設の取組などを評価します。

(2) 趣旨・解説

○暴力や不適切な行動をとるこどもへの対応として、「悪いことは悪い！」と毅然と伝え、そうした行動を起こすに至った心情にも目を向けます。こどもにとって信頼できる職員は、悪いことは悪いと言い、守るべき時は守り、こどもの心情をしっかり受けとめてくれる職員です。

○小規模化が進む中では、職員一人で小規模グループ全体の生活援助を担う場面が多くあるため、こどもが暴れだし対応に苦慮するとき、どのように SOS を出すのか、また SOS を受けて、誰がどのように対応するのかなど、職員間の協力体制を築いておくことが求められます。

○ケアニーズの高いケースが増え、その子自身・周囲の子への個々の支援が必要となります。児童相談所・病院・学校・市町等の関係機関との連携や活用を積極的に展開し、予防も事後の対応も速やかに行える体制があることが求められます。

○こどもは周囲の大人の関係から人との関係性を学ぶため、職員間の人間関係や情報の共有とともに、こども同士のいじめや暴力が発覚した場合の対応についても職員間の連携や施設長の役割等、あらかじめ体制を整えておくことも必要です。

(3) 評価の留意点

○こども間の暴力（性的暴力を含む）やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体に徹底しているかを評価します。

○こどもの遊びにも職員が積極的に関与するなどしてこども同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入することができているかも確認します。

A-2-(8) 心理的ケア

A⑱ A-2-(8)-① 心理的ケアが必要なこどもに対して心理的な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 心理的ケアが必要なこどもに対して心理的な支援を行っている。
- b) 心理的ケアが必要なこどもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。
- c) 心理的ケアが必要なこどもに対して心理的な支援を行っていない。

評価の着眼点

☐ 心理的ケアを必要とするこどもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。

☐ 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。

☐ 心理的ケアが必要なこどもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。

☐ 職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。

☐ 心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。

☐ 児童相談所と連携し、対象となるこどもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、虐待体験、分離体験などによる心理的ケアが必要なこどもに対する心理的な支援について、自立支援計画に基づく心理支援プログラムの策定とそのプログラムに基づく実施状況等を評価します。

(2) 趣旨・解説

○心理的支援の実施に当たっては、こどもの自立支援計画に明確に位置づけること、児童相談所等と連携しその指導・助言に基づくことに努めること、専用の部屋および設備を用意すること等が要件となっています。また、職員間の連携、ケース会議への出席、相談や助言、研修、さらに保護者等への心理的支援も求められています。

○施設では、虐待等により心的外傷等を受けたこどもに、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を行い、心理的困難を改善し、安心・安全感の再形成、人間関係の修正等を図る目的で、心理療法担当職員を配置することができます。

○心理療法担当職員は任意配置であり、心理療法を行う必要のある10人以上のこどもがいることとされ、毎年実施計画書および報告書の提出が義務付けられています。

○心理療法担当職員は、大学で心理学を専修する学科等の課程を修め、心理療法の技術を有する者である必要があります。勤務形態は、常勤あるいは常勤的非常勤、非常勤いずれでもよいとされています。

(3) 評価の留意点

○心理療法担当職員を核とし、施設全体で心理的支援の目的が共有され機能しているかを評価します。

○こどもが落ち着いて心理的ケアを受けられる環境が確保されているかを確認します。

A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等

A⑳ A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

【判断基準】

- a) 学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。
- b) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。
- c) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。

評価の着眼点

☐ 静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。

☐ 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。

☐ 学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。

☐ 忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。

☐ 障害のあることのために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、施設における学習環境の整備と学習支援について具体的な施設の取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○学習支援において、物理的な学習環境ばかりに注目するのではなく、その子がその子らしく力が発揮できる事を願うかがわりが大切です。

○学力が低かったり、本来持っている能力を十分発揮できていないこどもについては、潜在的可能性を引き出していけるように学習環境を整備していくことが求められます。

○低学力の原因は、自己肯定感の低さが一因として考えられ、落ち着いた生活環境の中で、職員や家族から共感され「大切にされている」と安心感を抱くことで、自己肯定感は育まれていきます。この育みは、自分の将来に希望を持ち、目標を立てて努力していく力の源となります。

○こどもの学習権を保障し、よりよき自己実現に向けて学習に対するこどもの意欲を十分に引き出すとともに、適切な学習機会を確保することが求められます。

(3) 評価の留意点

○学習環境の整備として、一人ひとりのニーズに応じて、学習ボランティアや、家庭教師、地域の学習塾等を活用することも評価します。

○公立・私立にかかわらず高校、大学進学についてこどもの学習権が保障されているかを確認します。

A②1 A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) こどもが進路の自己決定ができるように支援している。
- b) こどもが進路の自己決定ができるように支援しているが、十分ではない。
- c) こどもが進路の自己決定ができるように支援はしていない。

評価の着眼点

☐ 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、こどもに判断材料を提供し、こどもと十分に話し合っている。

☐ 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。

☐ 児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。

☐ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。

☐ 学校を中退したり、不登校となったこどもへの支援のなかで、就労（支援）しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。

☐ 高校卒業後も進学を希望するこどものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。

☐ 高校卒業して進学あるいは就職したこどもであっても、不安定な生活が予想される場合は、積極的に措置延長を利用して支援を継続している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、学校を卒業することの最善の利益にかなった進路の自己決定に向けた支援について具体的な取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○こどもにとっての「最善の利益」を考え、こどもの希望と可能性、能力を把握したうえで、進路選択への支援を考えることが大切です。

○特に、進路選択ということの人生においてとりわけ重大な事柄について自己決定をしていくためには、必要に応じて親、学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、こどもの不安を受け止めてきめ細かな相談、話し合いといった援助が必要です。

○通学手段や、学費の支援、アルバイトの奨励など、こどもの学習権を保障することが大切です。さらに高校卒業後も大学等へ進学を希望することもたちに進学の実現へ向け、特に資金面と生活面の支援が必要です。そのために、奨学金の活用や、保護者等への働きかけ、支援者を募るなど、施設としての取組が求められます。

○大学等や専門学校に進学あるいは就職または福祉的就労をした後に生活が不安定であったり、障害や疾病等の理由により進学や就職がままならないため継続的な支援が必要であったりするこどもは少なくありません。このような場合は、18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができるとされているため、こどもの自立支援のために積極的な活用が望まれます。

○個々の状況に応じて引き続き必要な支援を行う「児童自立生活援助事業」「社会的養護自立支援拠点事業」等の活用も考えられます。

○また、中学校卒業後就職することや高等学校等の中退し就職することについては、卒業、就職を理由に安易に措置解除することなく継続的な養育を行う必要性の有無で判断することが重要です。(平成23年12月28日厚児1228第2号、厚労省雇用均等・児童家庭局通知)

○進路決定後のフォローアップや退学・就職等の進路変更等についての対応も必要です。

(3) 評価の留意点

○こどもの適切な自己決定を確保するため、十分な情報提供が行われているかを確認します。

○継続・延長事例が多いか少ないかではなく、事例の個別性、多様性を聞き取り、判断が適正か否かを確認します。

A② A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。
- b) 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通じた社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 社会経験の拡大に取り組んでいない。

評価の着眼点

- ☐ 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。
- ☐ 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、こどもの自立支援に取り組んでいる。
- ☐ 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。
- ☐ 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。
- ☐ アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通じた施設による社会経験の拡大に向けた取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○職場体験や実習は、こどもが仕事の内容を知る意味でも、また自分の適性を知る意味でも大切な機会となります。

○アルバイトはお金を稼ぐ大変さを知る機会となり、責任が発生し自分の姿勢態度が問われます。また、遅刻、早退無断欠勤などをすれば、信頼を失いアルバイトの継続ができなくなります。アルバイトはそうした社会の仕組みやルールを実感する意味でも大切な機会となります。

○仕事を通して、人間関係や責任を果たすことなど、今までにないストレスを抱えるこどもに寄り添い、社会の中で自己肯定感を保てるよう、精神的な支えとなることが求められます。

(3) 評価の留意点

○こどもは、施設を巣立つことに大きな不安を抱えています。自立へ向けて、計画的な準備が行われているかを評価します。

○社会経験の拡大に向けた取組を自立支援計画等で確認します。

A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり

A②③ A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

【判断基準】

- a) 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。
- b) 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいるが、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。
- c) 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいない。

評価の着眼点

☐ 施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所がこどもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。

☐ 家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。

☐ 面会、外出、一時帰宅などを取り入れこどもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。

☐ 外出、一時帰宅後のこどもの様子を注意深く観察し、不適切なかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。

☐ こどもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、施設が家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制（ファミリーソーシャルワーク機能）を確立しているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

○親、家族とこどもの関係調整には、支援方針を明確にし、家庭支援専門相談員を要にした相談窓口を設けて支援体制を整える必要があります。そして家族にはこどもの成長をともに考え協力し合い常に相談に応じることを伝え、日常的に信頼関係づくりに努めます。そして、児童相談所等とも情報の共有化を図り、連携して家族とこどもとの関係調整に取り組みます。

(3) 評価の留意点

○家庭支援専門相談員の役割が明確にされ、家族関係調整や相談受付が重要な機能として位置づけられているか、児童相談所や保護者等の居住する市町村との連携の状況を確認します。

○個別の事例を参考にして、具体的な取組を記録や聴取で確認します。

A-2-(11) 親子関係の再構築支援

A② A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。
- b) 親子関係の再構築等のために家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 親子関係の再構築等のための家族への支援に取り組んでいない。

評価の着眼点

□家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。

□面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。

□児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、親子関係の再構築のために家族支援を積極的に行っているか。また、支援にあたって児童相談所等の関係機関と密接に連携して取り組んでいるかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設の最も重要な目標として親子関係の再構築が挙げられます。施設入所はこどもの最善の利益を念頭に置いた関係再構築の出発点であることを認識して、ケースの見立て、改善すべき課題は何かを絞り込み、児童相談所等との合意形成と連携を行い、多面的に家族支援を行うこととなります。また家族支援の核として家庭支援専門相談員を位置づけ、施設全体で取り組む必要があります。

○ただし、保護者等の「不当に妨げる行為」があるケースでは、「親子関係の再構築」よりも「入所しているこどもの安定した監護」の確保が優先となる場合があるので、こうしたケースには留意が必要です。

○平成28年の児童福祉法改正では、親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨が明確化され、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」45条により児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等を図ることが規定されています。

○また、令和4年児童福祉法改正により、親子関係再構築が必要と認められる児童とその保護者を対象とし、児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う親子関係再構築支援事業が都道府県の事業として制度に位置付けられました。このような事業とも連携し、親子関係の再構築に向けた支援を行っていくことが求められます。

(3) 評価の留意点

○個別の事例を参考にして、具体的な取組を聴取や記録で確認をします。

○家庭支援専門相談員を核とした再構築に向けた支援計画が明確であり、施設全体で共有化され取り組まれているか評価します。

○支援内容の共有が、児童相談所や保護者等の居住する市町村と図られ、連携して家族支援に取り組んでいるか評価します。

○必置ではありませんが、家族交流・宿泊施設があり、積極的な活用をされているかを参考にします。また、家族療法事業に取り組んでいるかも参考にします。